

協会借上宿舎幹旋管理業務委託に係る企画競争の公示

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

2025年6月13日

軽自動車検査協会

理事長 江角 直樹

1. 目的

軽自動車検査協会役職員（以下「役職員」という。）に貸与する協会借上宿舎の調達並びに維持及び管理等に関する事項を業務委託すること、役職員の宿舎の調達及び管理に係る業務の負担軽減を図ることを目的とする。

2. 委託業務概要

- (1) 業 務 名 協会借上宿舎幹旋管理業務委託
- (2) 業務内容 協会借上宿舎幹旋管理業務委託基本仕様書のとおり
- (3) 履行期限 委託契約締結日から2028年10月31日（火）までとする。
- (4) 予 算 額 1,160万円程度
- (5) 発 注 者 軽自動車検査協会 契約担当役 理事長 江角直樹

3. 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）で「役務の提供等」の「C」等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき会社更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものを行い相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該

法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)過去3年間に於いて、全国規模の事業所を有する企業、団体等での業務委託の実績があること。

(7)役職員の個人情報保護のため、個人情報保護マネジメントシステム又はプライバシーマークの取得、若しくはこれらと同様の個人情報保護措置を講ずる体制を整備していること。

(8)役職員が問い合わせ可能なコールセンター又はサポートデスク機能を有していること。

4. 手続き等

(1)担当課等

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館15階

軽自動車検査協会 総務部 人事課 担当:若杉 健太

電話:03-5324-6610(直通)

FAX:03-5324-6621

(2)説明書等の交付期間及び場所

①交付期間 2025年6月13日(金)から2025年7月4日(金)

交付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分とする。

②交付場所 上記(1)に同じ

※説明書等の配布希望事業者は、希望日前日までに(1)の担当部署まで連絡をすること。

(3)企画提案書等の提出期限等

①提出期限 2025年7月4日(金)までに提出すること。

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分とする。

②提出場所 上記(1)と同じ

③提出方法 担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限の17時00分までに必着のこと。

(4)説明会実施について

なし

(5)企画提案に関するプレゼンテーションについて

提案書の内容を理解するため、提案書を使用してのプレゼンテーションを行う。

・日時:参加者に別途連絡する(7月上旬予定)

・場所:軽自動車検査協会16階 会議室

東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館

・プレゼンテーションの実施時間は1時間以内とする。

5. その他

(1)企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(2)提出された企画提案書等は、提案者の選定以外には使用しない。

(3)企画提案書等は、返却しない。

(4)企画提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該企画書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(5)提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(6)企画提案書等作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用してはならない。

(7)提出された企画提案書等は、公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。

(8)この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

(9)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、契約手続の完了までは、当協会との契約関係を生じるものではない。

(10)関連情報を入手するための照会窓口は4.(1)に同じ。その他の詳細は説明書による。